

# 「紹介状なし」で受診する場合の 初・再診時選定療養費が改定されます。

令和4年4月より「国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、200床以上の地域医療支援病院では、初診時の選定療養費を7,000円以上徴収することが義務化されました。目的は医療機関の更なる「機能分担」と「連携促進」です。地域の診療所やクリニックにて「かかりつけ医」を持ち、必要な場合は 紹介状を持参して当院を受診していただくようお願いいたします。

	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
初診	5,500円	7,700円
再診	2,750円	3,300円

※「再診」とは、当院が他の医療機関へ紹介を行った患者さんが自らの希望で当院を継続受診する場合に、受診の都度かかります。

## 《初診とは》

- ・当院に初めて受診される方
- ・当院に暫く受診されていない方  
(前回受診より3ヶ月を経過した方)

## 《初診時の選定療養費をいただかない方》

- ・紹介状を持参した方
- ・救急車で来院して緊急な診療を必要とした方

今後も地域の医療機関と連携を行ない安心・安全な医療を  
継続して提供できるよう努めます。  
皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い致します。